

1. 生命保険協会について

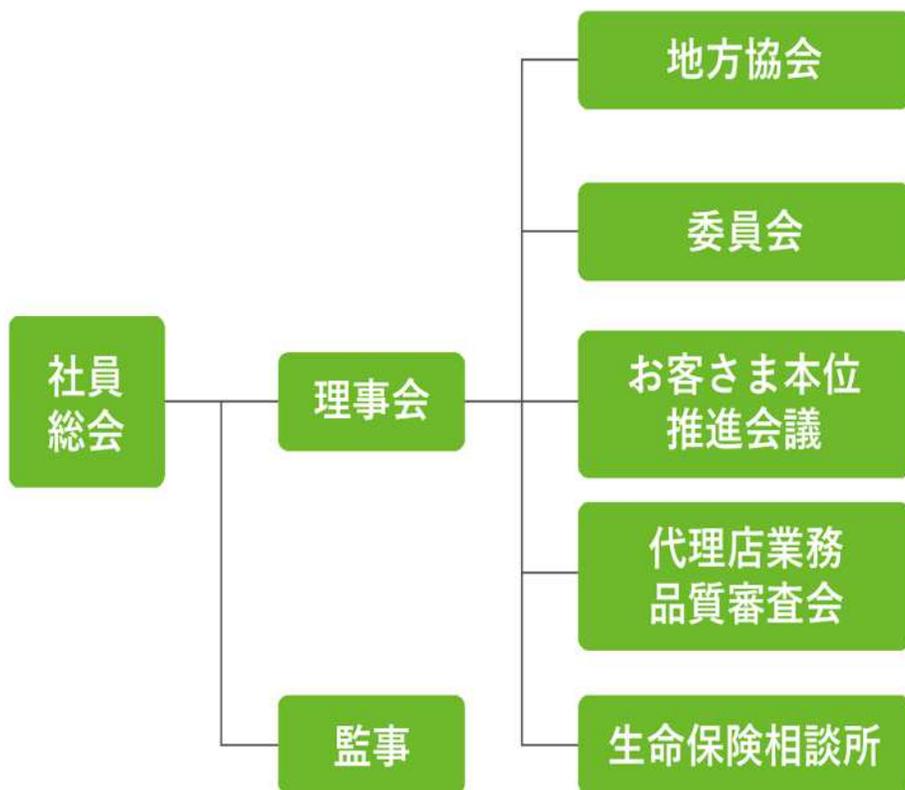
(1) 概要

名称	 一般社団法人 生命保険協会 (The Life Insurance Association of Japan)
所在地	東京都千代田区丸の内3-4-1新国際ビル3階 ※別途、全国に50の地方事務室あり
会員会社	日本国内の全生命保険会社41社 ※令和6年4月現在
職員数	280名(うち本部は172名) ※令和6年4月現在
創立	1908年(2023年に創立115周年を迎えました)
目的	わが国における 生命保険業の健全な発達及び信頼性の維持 を図り、もって 国民生活の向上に寄与 すること
事業内容	<ol style="list-style-type: none">1. 生命保険事業に関する情報提供及び理解促進に関する事業2. 生命保険に関する相談、苦情対応及び紛争解決に関する事業3. 生命保険事業の適切な運営を確保するための制度及び施策に関する事業4. 社員会社等の職員に対する教育及び研修に関する事業5. 生命保険の理論及び実務等に関する調査研究に関する事業6. 関係官庁、関係機関その他に対する意見の表明等に関する事業7. 社会的責任を遂行するための事業8. その他本協会の目的を達成するため必要と認められた事業

組織図

… 下記の機関決定組織等、および各部門において業務実施

<機関決定組織等>



<事務局における各部門>



1. 生命保険協会について

(2) 生命保険協会について

1. 生命保険事業に関する情報提供及び理解促進に関する事業

広報活動

広報部・生命保険相談室・企画部

○報道対応

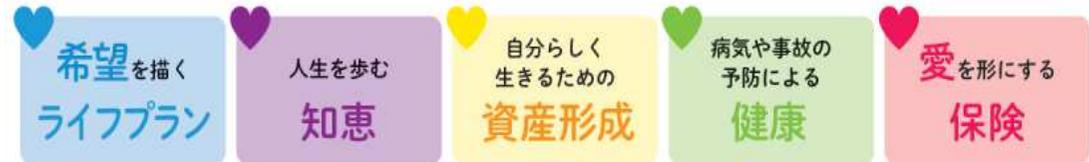
○ホームページ・SNSの運営

○せいほ意見交換会の実施

消費者の声を把握し、生命保険事業に対する正しい理解を促進することを目的に、全国各地で、消費者行政、消費者団体、報道関係者等と意見交換を実施

○「自助の日」の運営

金融リテラシー等の教育機会を継続的に提供する契機として「自助の日」(5月28日)を創設等



生命保険事業に関する情報提供等

広報部・企画部

○自助や保険の重要性に関するアニメーション動画・冊子作成

○大学生向けに生命保険実学連続講座を実施

○生命保険事業に関する統計資料の公表 等



1. 生命保険協会について

(2) 生命保険協会について

2. 生命保険に関する相談、苦情対応及び紛争解決に関する事業 生命保険相談室

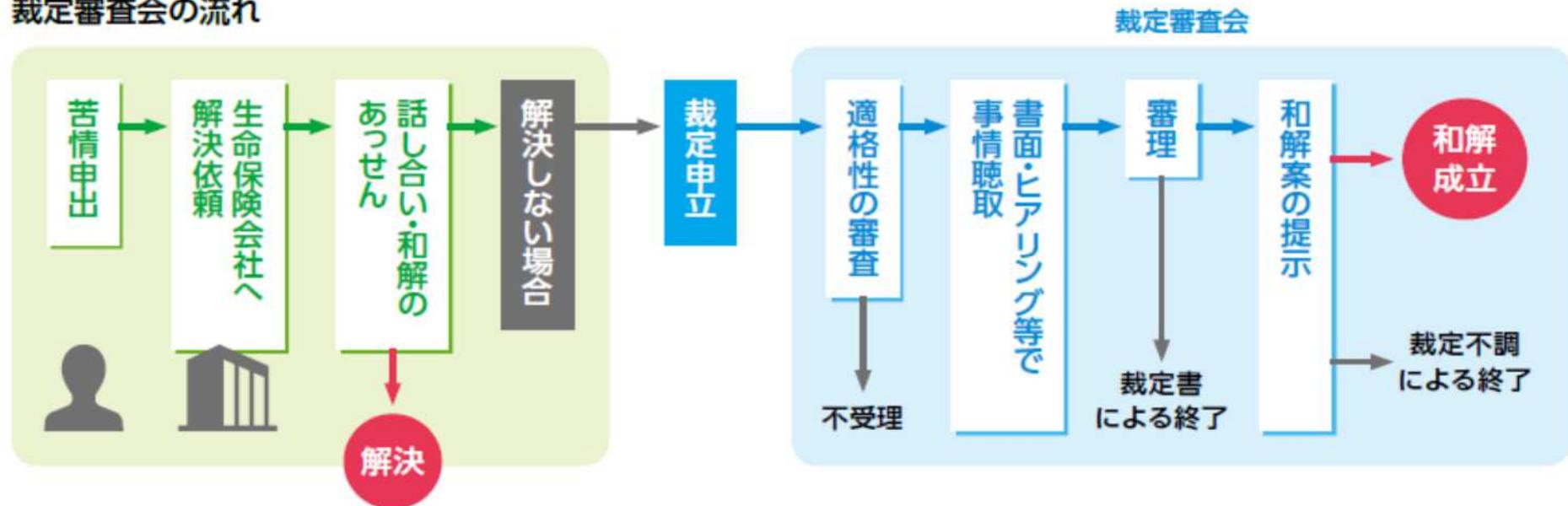
○生命保険相談所の運営

- ・全国各地に設置された生命保険相談所では、専門知識を持った相談員が、**中立・公正な立場**で、消費者からの生命保険に関する相談・苦情に対応
- ・協会職員は**対応マニュアルの作成**や、**相談・苦情の分析、レポート作成**を実施
- ・相談・苦情の状況等をまとめた「**相談所レポート**」・「**ボイス・レポート**」等を公表
- ・各生命保険会社の苦情件数・苦情の内訳を公表 等

○裁定審査会の運営

- ・生命保険会社において苦情が解決しない場合の解決のため、**中立・公平な金融ADR(指定紛争解決機関)**として**裁定審査会**を運営

裁定審査会の流れ



1. 生命保険協会について

(2) 生命保険協会について

3. 生命保険事業の適切な運営を確保するための制度及び施策に関する事業

業務教育部 等

自主ガイドラインの策定・見直し・フォロー

○自主ガイドラインの策定・見直し

- ・生命保険商品の提案・提供からお支払いまでの各段階において、生命保険会社およびその役職員が参考とすべき実務上の取扱い・留意点を自主ガイドラインとして策定（定期的に点検・見直し）
（例）高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン

○Value Upアンケートの実施

- ・自主ガイドラインを踏まえた各生命保険会社の取組について、原則年1回、「Value Upアンケート」を実施し、その結果を各生命保険会社で共有し、各生命保険会社の経営改善に反映

モラルリスク対策

- モラルリスク（不当に利益を得るために生命保険を悪用すること）を防止するために以下の制度を運営

契約内容登録制度

複数の生命保険会社にまたがり、短期間に集中して契約し不正に保険金等を受け取ることを防止するため、契約内容を生命保険協会の「登録センター」に登録し、ご契約の引き受けや保険金等のお支払いの判断の参考にしています。

支払査定時照会制度

保険金等のご請求があった場合、生命保険会社同士が必要に応じ、保険契約の内容について情報交換を行い、保険金等のお支払いの際に判断の参考にしています。

生保警察連絡協議会の運営

生命保険を不正に利用する犯罪を防止するため、警察庁と連絡会議を開催しています。また、全国54の地方協会と都道府県警察本部との間で「生保警察連絡協議会」を設置し、暴力団情勢の現状と対策やモラルリスク防止策、特殊詐欺等について、情報交換を積極的に行っています。

1. 生命保険協会について

(2) 生命保険協会について

4. 社員会社等の職員に対する教育及び研修に関する事業

業務教育部

生命保険募集人に関する取組

○営業職員や代理店が生命保険の販売を行うためには、法令上、金融庁宛に生命保険募集人の登録を行う必要がある

○募集人登録のために必要とされる知識や資質・能力を確認するための「一般課程試験」を含む右記の業界共通教育制度を運営

<継続教育制度>

生命保険募集人がお客さま重視・法令等遵守の視点を持ち続けて募集活動を行うため、毎年、原則としてすべての生命保険募集人に対して継続的に教育する仕組み（継続教育制度）を構築

生命保険会社の職員に関する取組

○各生命保険会社の職員向けに、生命保険支払専門士試験、生命保険講座等を実施

一般課程試験	生命保険販売に必要な基礎知識の修得
専門課程試験	生命保険販売に関する専門知識や周辺知識の修得
応用課程試験	ファイナンシャル・プランニング・サービスに必要な知識の修得
大学課程試験	ファイナンシャル・プランニング・サービスに関する専門知識や周辺知識の修得
変額保険 販売資格試験	変額保険の特徴やリスク等の知識の修得(専門課程試験合格が条件)
外貨建保険 販売資格試験	外貨建て保険の特徴やリスク等の知識の修得(専門課程試験合格が条件)

1. 生命保険協会について

(2) 生命保険協会について

5. 生命保険の理論及び実務等に関する調査研究に関する事業

調査部

- 生命保険等に関する**税制、規制、資産運用**等に関する事項についての調査・研究
- 諸外国**における**保険監督規制・保険契約法**等に関する事項について調査・研究
- 図書室**の運営 等

6. 関係官庁、関係機関その他に対する意見の表明等に関する事業

企画部・国際部

国内外の関係官庁・関係機関等に対して、会員会社の意見をとりまとめ、意見表明を実施

- 生命保険料控除制度の拡充等を要望**
 - ・持続可能な社会保障制度を確立するためには、国民自らが必要とする多様な生活保障の準備を支えることが重要であるため、生命保険料控除制度の拡充等について要望活動を実施
- 国際的な保険監督基準等の策定に向けた意見表明**
 - ・保険監督者国際機構 (IAIS) が策定する国際的な保険監督基準等に対して、日本の生命保険事業の特性が適切に反映されるよう意見表明を実施

【国際保険協会連盟 (GFIA) に加盟】

各国の保険協会による情報連携・意見発信の強化を目的として、2012年10月に発足した国際保険協会連盟 (GFIA) に、当協会もメンバーとして加盟しており、GFIAとしても、IAIS等に対して意見表明を実施

★英語が話せる方は2年程度GFIAへの海外出向の可能性あり



Photo of G20 Insurance Forum in Bariloche Argentina: courtesy of Superintendence of Insurance of Argentina

1. 生命保険協会について

(2) 生命保険協会について

7. 社会的責任を遂行するための事業

SDGs推進に向けた取組

企画部

- SDGs (持続可能な開発目標)に関する課題に対する各生命保険会社の取組みを支援するため、「SDGs推進PT」を設置し、持続可能な社会の構築に向けた取組を推進
- 株式市場の活性化と持続可能な社会の実現に向けて、「スチュワードシップ活動WG」と「ESG投融资推進WG」を設置し、WG参加会社の取組・態勢のレベルアップを促進
- 生命保険業界の気候変動対応の底上げを図るべく、会員会社の担当者向けに気候変動対応の基礎がわかるハンドブックを作成



社会貢献活動

広報部

- 子育てと仕事の両立支援に対する助成活動
社会的問題である待機児童問題の解消へ貢献することを目的に、保育所・放課後児童クラブの受け皿の拡充や質の向上の取組みに対して資金助成を実施
- 介護福祉士養成給付型奨学金・保育士養成給付型奨学金
介護福祉士や保育士を目指す学生を支援するため、奨学金制度を実施

1. 生命保険協会について

(2) 生命保険協会について

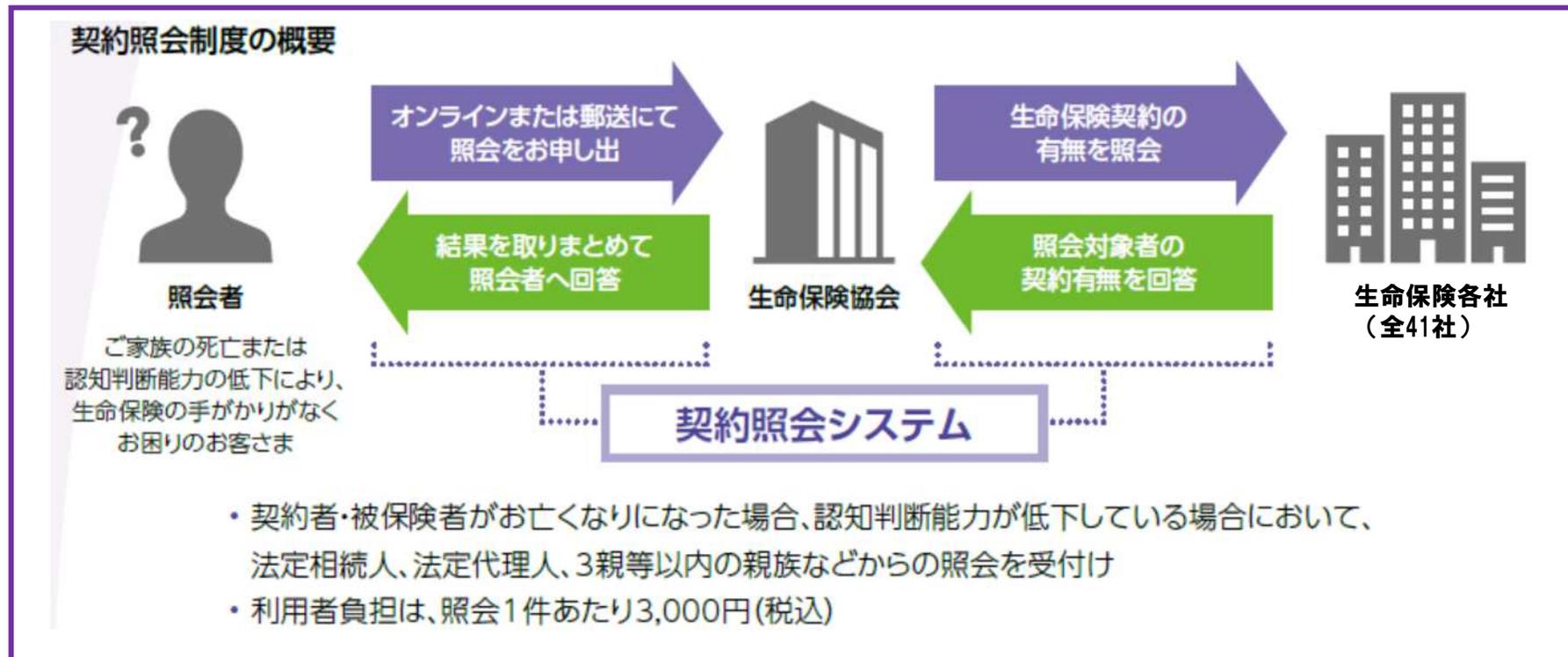
7. 社会的責任を遂行するための事業

生命保険相談室・企画部

超高齢社会への対応

○生命保険契約照会制度の運営

- ・今後、高齢者が独居のまま亡くられる事案や認知症患者の増加等により、お客さま本人・ご家族等が本人に関する保険契約を把握しきれない事案の増加が想定されることから以下の制度を運営



○認知症対策に関する情報冊子の公表

○生命保険各社の認知症サポーターの養成促進

2. 生命保険協会の勤務条件

勤務条件	
勤務地	生命保険協会本部（東京都千代田区丸の内3-4-1新国際ビル3階） ※原則、地方事務室への配属はなく、転勤なし
配属先	総務部、コンプライアンス・リスク管理統括部、広報部、業務教育部、企画部、国際部、調査部、共同システム室、生命保険相談室、監査室 ※2～3年に一度部署を異動するジョブローテーションあり
勤務時間	9:00～17:00（休憩1時間） ※時差出勤制度・在宅勤務制度あり 社用PCは19時（早帰り日である水曜日は18時）に強制シャットダウン
休日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月31日、1月2日、3日）
休暇	年次有給休暇（5日以上）、リフレッシュ休暇（4日）、記念日休暇（1日）の完全取得を推奨
給与	○初任給 総合職235,000円（令和6年4月実績） ○昇給 年1回（毎年4月） ○賞与 年2回（毎年6月・12月） ○通勤交通費 月額150,000円まで全額（実費）
福利厚生	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、退職一時金・年金、財形貯蓄等
教育研修	新入職員研修、階層別研修、資格取得報奨金制度 等